

高齢者・障がい者援助事業として、契約弁護士が行う付随業務について

弁護士 瀧 上 玲 子

今までの高齢者・障がい者に関するヒヤリングの中で、太田弁護士、水島弁護士、青木弁護士が弁護士としての様々な活動について報告されましたが、高齢者・障がい者の抱える法律問題を解決するために付随して行われる支援業務（行政手続を除く）について、高齢者・障がい者支援を担う弁護士から聞き取った具体的な内容について報告するとともに、意見を申し上げます。

第 1 高齢者・障がい者の支援業務の具体例

具体例として以下を紹介いたします。

- (1) 高齢者の消費者被害の対処として、契約の無効や債務整理などを民事法律扶助で受けたが、今後の予防のために、社会福祉協議会の行う「日常生活自立支援事業」の利用契約をするために、社協に繋いで本人とともに利用相談やその後の支援計画に立ち会って契約までこぎ着けた。
- (2)(1) と同じケースで、今後のために、本人に成年後見の利用が必要であるが、申立人が見つからず、本人申立もできない、あるいは、本人に自覚がなく拒否する事案で、市長申立をさせるために、弁護士が市町村担当者に情報提供し、申立するまで、バックアップする。
- (3) 独居世帯で、セルフネグレクトになっている事案につき、困ってしまった遠方の親族や滞納家賃に関する家主などの相談により、本人に日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の市長申立、地域包括支援センターへつなぎ今後の福祉対応を検討いただくなどの働きかけを行う。
- (4) 介護サービスや福祉サービスのトラブルで、事故などの具体的な被害は生じていないが（具体的な被害が生じたら民事法律扶助で対応）、サービスの質が悪く、質の改善・向上を求めるような場合がある。施設や病院内で、不必要な拘束をされている、職員のケアレスミスが多い、もっと希望を聴いて欲しい、外出などができるように配慮して欲しい、などなど。この場合、損害賠償などを予定しないので、民事法律扶助にはならないが、本人が直接言うことを怖れているときに、代弁者として施設や病院に申し入れをしたり、苦情解決制度がおかれているので、苦情申立をしたり、第三者機関に申し立てる。

これは福祉オンブズマン活動などとして、行ってきたものであるが、それは本人との代理関係にはないのに対し、ここでは本人の委任を受けて苦情申立を行うということを想定している。

- (5) 高齢者・障がい者の虐待については、虐待防止法に基づき、通報窓口が設置され、通報に基づき、虐待対応が行政機関を中心になされることになっている。

したがって、虐待を発見した場合の行政対応を求めるについては、通報をしつかり行い、その後行政が必要な措置をすることで足り、弁護士が代理をすることは必要がないのが原則である。

ただし、特に施設内虐待の場合に問題となりやすいところとして、行政が法の期待する適切な対応をしない場合に、必要な行政権限の行使を促すための働きかけを、家族や本人の代理人として行うべきことがある。あるいは、行政機関が動きやすいように、本人や家族の代理人として、事実調査や必要な活動を行政と協力して行うことが有益な場合もある。

この場合に、損害賠償を前提としないので、代理援助に含まれない活動が必要になることがある。

一方、学校、保育所等、病院などについては、各虐待防止法においても、行政機関による対応の対象となっておらず、自主的な解決に委ねられているため、虐待を受けた本人や家族の代理人として、学校等に事実調査や改善の対応を図るための交渉を行うことは、弁護士にしかできない活動になっている。

- (6) 障がい者の職場における虐待や差別事案などについても、労働契約上の交渉や賠償ということであれば、民事扶助を利用できるが、これも障がい者虐待の解消や差別解消ということで、行政の対応を通じて改善をさせるための主導的な役割を果たすということになると、従来の業務には収まりきれない。

第2 高齢者・障がい者支援事業の射程距離

上記のとおり、高齢者・障がい者の法的トラブルに弁護士が関わる中で、主たる業務については、従来の民事法律扶助において対応できるものの、高齢者・障がい者の今後の生活の安定や予防の観点から、福祉関係との連携の中で対応せざるをえないものがあります。またこれを行うことで高齢者・障がい者の問題が根本的に解決されるという効果を生みます。

今回のテーマである法テラスが行う高齢者・障がい者支援事業を考えていく中で、生活環境調整としての業務をこの事業の中にどのような範囲で取り込むかという

ことが問題となります。

まず、上記(1)～(3)には基本となる民事法律扶助が存在します（(3)については、扶養問題や建物明け渡しの問題）。そこで、高齢者・障がい者支援事業は、民事法律扶助にプラスして行われた上記生活環境調整業務を対象とし、これに対する弁護士報酬として支払うという考え方が相当であると考えます。なお、(6)の虐待事案については、損害賠償を前提とするケースもあり、この場合の行政への働きかけも民事法律扶助にプラスする形に含まれるものといえます。

さらにその活動類型については、ある程度具体的な内容を想定していく必要がありますが、法テラスの業務方法書において規定していけば足りります。

これに対し、(4)～(6)については、行政活動の補完的要素が強いという側面をどう捉えるか、むしろ本来の高齢者・障がい者の支援という見地から管轄官庁が行うべき事業ではないかという意見も出てくるかと思えます。

たしかに介護・福祉サービスの苦情に基づく質の向上や虐待や差別事案の解消のための改善指導といったことは、福祉行政機関等の責務において行われるべきものではあります。そこには本人の意見を反映する利用者本位の観点が重要です。ところが、サービス事業者との関係性、虐待を受けている関係性の中で、高齢者・障がい者本人が自ら声を上げることは難しく、それを支援し、その代弁者として弁護士が本人の立場から働きかけを行うことは、他の専門職にはなしえない重要なものであり、特に、福祉行政機関等がしかるべき対応を行わない場合にその必要性は高く、高齢者・障害者関係の法的支援として、新しい業務分野として、明確な位置づけをし、代理援助の対象とすべきであると考えます。

以 上